

ただいまから、鹿沼市議会議員の倫理に関する条例第7条第5項の規定に基づき、鹿沼市議会議員政治倫理審査会の審査結果を報告いたします。

令和5年3月9日議長に対し、鰐原一男議員、橋本 修議員2名の連署で市田 登議員が政治倫理基準に違反している旨の審査請求が提出されたことを受け、3月20日付けで鹿沼市議会議員政治倫理審査会が設置され、本審査請求が付託されました。

審査請求の対象となった事由は、鹿沼市公共施設等民間提案制度に関し、(株)アークと令和4年12月15日賃貸借契約を締結した経緯において、令和4年5月9日開催の民間提案制度評価委員会に、(株)アークの取締役市田 登氏が出席していたことが、鹿沼市議会議員の倫理に関する条例第3条政治倫理基準に違反するおそれがある。また、地方自治法第92条の2に抵触しているおそれがある。としたものです。

同審査会は、3月20日及び4月18日の2回開催し、4月18日の審査会では、審査請求者、関係機関、審査対象者からそれぞれ内容確認をおこないました。その後、審査請求の適否を委員に諮ったところ、審査請求として適しているとした委員が4名、審査請求として適していない、否とした委員が7名であったため、本審査請求は、条例に基づく審査請求として適しないと決しました。

適していないとした意見としては、「執行部の意見を聞いて、契約に関する影響があったとは見受けられない。」「会長が会議に出席してはいけないということもなく、何もしゃべっておらず、何ら問題ない。」「会長として出席したことは問題がないと執行部も答えているので問題ない。今後、議会としてどうするかは、別なところでやっていくべきであり、この場ではない。」「法的になんの問題もなく、圧力がかかって何か歪められた事実も全く見受けられない。発言もしていないので審査請求に値しない。」といった意見が出ました。

また、審査請求に適しているとした意見は、「議員は今まで疑惑を持たれないようにやってきたが、市民から疑惑を持たれることは問題、市田議員が、というより、議会としてしっかり議論をしていくべき。」「役員であるので疑われても仕方がない。一般市民がどう思うかである。」「今後の教訓を得るためにも、議論を進めていくべき。」などといった意見が出ました。

なお、当審査会の審査結果については、審査結果報告書として5月17日に議長へ提出しております。

以上で3月9日付け審査請求に対する鹿沼市議会議員政治倫理審査会審査結果についての報告を終わります。